

○神奈川県警察船舶管理規程

(昭和61年2月4日神奈川県警察本部訓令第1号)

最終改正 平成5年11月25日神奈川県警察本部訓令第21号

神奈川県警察舟艇管理規程を次のように定める。

神奈川県警察船舶管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理体制(第3条―第9条)
- 第3章 使用及び保全(第10条―第15条)
- 第4章 点検及び整備(第16条―第18条)
- 第5章 報告(第19条・第20条)
- 第6章 備付簿冊(第21条・第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、船舶法(明治32年法律第46号)、船舶安全法(昭和8年法律第11号)その他別に定めのあるもののほか、神奈川県警察における船舶の使用、点検、整備等について必要な事項を定め、もつて船舶の機能を維持し、安全な航行に努めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「船舶」とは、船舶法第1条第1号に規定する船舶のうち神奈川県警察が保有するものをいう。

第2章 管理体制

(総括船舶管理者)

第3条 神奈川県警察に、総括船舶管理者を置く。

2 総括船舶管理者には、総務部長をもつて充てる。

3 総括船舶管理者は、船舶の管理に関する業務を総括する。

(装備課長の任務)

第4条 装備課長は、総括船舶管理者の命を受け、船舶の管理に関する業務を処理する。

(使用責任者)

第5条 船舶を配置した警察署に、使用責任者を置く。

2 使用責任者には、警察署長をもつて充てる。

3 使用責任者は、船舶の管理に関する業務を処理する。

(副使用責任者)

第6条 船舶を配置した警察署に、副使用責任者を置く。

2 副使用責任者には、副署長をもつて充てる。

3 副使用責任者は、使用責任者の業務を補佐する。

(乗務員の指定)

第7条 使用責任者は、所属の船舶乗務員の中から、船舶ごとに船長その他の船舶乗務員(以下「乗務員」という。)を指定しなければならない。

2 乗務員の配置のない警察署にあつては、船舶職員法(昭和26年法律第149号)第4条に規定する海技従事者の免許を有する警察官の中から、船舶ごとに船長を指定しなければならない。

(乗務警察官の指定)

第8条 使用責任者は、所属の警察官の中から、船舶ごとに乗務警察官を指定しなければならない。

(相互協力の義務)

第9条 乗務員及び乗務警察官は、船舶の安全な航行について相互に協力しなければならない。

第3章 使用及び保全

(使用の承認)

第10条 乗務警察官は、船舶を使用するときは、神奈川県警察地域警察運営規程(平成5年神奈川県警察本部訓令第20号)第16条に規定する運用計画に基づき使用する場合は、使用責任者の承認を受けなければならない。ただし、急速を要し使用責任者の承認を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により船舶を使用したときは、事後速やかに使用責任者に報告しなければならない。

(航行区域)

第11条 船舶の航行区域は、使用責任者が定める。

(安全航行)

第12条 船長は、港湾の地形、潮流、水深、潮の干満等を把握し、かつ、気象の変化に留意して、船舶の安全な航行に努めなければならない。

(係留)

第13条 船長は、船舶を航行しないときは、必ず所定の場所に船舶を係留しておかなければならない。

(避難)

第14条 船長は、津波、高潮等の襲来その他の事情により、船舶の保全上必要と認められるときは、前条の規定にかかわらず事前に安全な場所に船舶を避難させなければならない。この場合において、緊急やむを得ない場合を除き、事前に使用責任者の承認を受けなければならない。

(離船時の措置)

第 15 条 船長は、離船するときは、船内の点検を行い、船室の施錠及び係留を確実に
行うなど火災及び盗難の予防その他保全のための適切な措置を講じなければならない。

第 4 章 点検及び整備

(点検及び検査)

第 16 条 装備課長、使用責任者及び船長は、次の各号に掲げる区分に従い船舶の点検等
を行わなければならない。

- (1) 装備課長は、年 1 回以上船舶の管理上必要な事項について点検を行うこと。
- (2) 使用責任者は、毎月 1 回以上船舶の管理上必要な事項について点検を行うこと。
- (3) 船長は、1 日 1 回発航前に検査を行い、その結果を船舶検査表(第 1 号様式)によ
り使用責任者に報告すること。

(整備の申請)

第 17 条 使用責任者は、船舶安全法第 5 条第 1 項第 1 号に規定する定期検査及び同項第
2 号に規定する中間検査を受けようとするときは、船舶整備申請書(第 2 号様式)により
総括船舶管理者に船舶の整備を申請しなければならない。

(修理の申請)

第 18 条 使用責任者は、船舶の機関の故障、船体の損傷等により修理を行う必要がある
ときは、船舶整備申請書により総括船舶管理者に船舶の修理を申請しなければならない。
い。

第 5 章 報告

(使用状況報告)

第 19 条 使用責任者は、毎月船舶使用状況報告書(第 3 号様式)を作成し、翌月 5 日まで
に総括船舶管理者に報告しなければならない。

(損傷報告)

第 20 条 使用責任者は、船舶の座礁、衝突、火災その他損傷事故が発生したときは、そ
の状況を速やかに警察本部長に報告しなければならない。

第 6 章 備付簿冊

(船舶履歴カード)

第 21 条 装備課長及び使用責任者は、船舶履歴カード(第 4 号様式)を備え付け、整理し
ておかななければならない。

(航行日誌)

第 22 条 船長は、船舶を航行したときは、船舶航行日誌(第 5 号様式)を作成しなければ
ならない。